

名寄市男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 基本理念（第3条—第8条）

第3章 市、市民、事業者及び教育に携わる者の責務（第9条—第12条）

第4章 性別による権利侵害の禁止等（第13条・第14条）

第5章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等（第15条—第24条）

第6章 男女共同参画推進委員会（第25条—第28条）

第7章 条例の見直し（第29条）

第8章 雑則（第30条）

附則

私たち名寄市民は、名寄市民憲章にうたわれているように、「自分のまちに誇りと責任をもち、みんなで話し合いながら、住みよいまちをつくること」、「からだところろの健康を大切にし、互いに温かい思いやりをもって、安心して暮らせるまちをつくること」、「楽しく働き、創造力を発揮し、豊かな暮らしを誇れる活力に満ちたまちをつくること」などを誓い、またその実現を望んでいる。

このことは、個人の尊重と法の下の平等をうたう日本国憲法のもと、当然の願いである。

男女共同参画社会は、男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することにより実現されるものである。そして、男女共同参画社会を実現することは、男女が社会の対等なパートナーとして協力し、支え合い、互いに思いやりをもち、社会のあらゆる分野で活躍するなど、市民憲章にうたうまちづくりの実現にもつながっていくものである。

国においては、男女平等の実現に向けた取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきており、名寄市においても、行政、市民、企業そして教育に携わる者がともに男女共同参画社会を築いていけるよう名寄市男女共同参画推進計画を策定し、その実現に向けて様々な施策を推進してきている。

しかしながら、人々の意識の中に長い時間をかけて形成されてきた性別による固定的役割分担意識が、家庭だけではなく社会生活にも及んでおり、社会のあらゆる分野にお

いて性別を理由とする差別的取扱いや暴力及び人権侵害が依然として存在している。男女の平等や男女共同参画が実現しているとは言い難い状況が見られるのである。また、少子高齢化の進展をはじめ、社会情勢は急激に変化してきており、男女が性別にかかわらず主体的に行動することが一層求められている。

このような状況を踏まえ、行政と市民等が協力して、それぞれが役割を果たし、積極的な取組を推進することにより、男女共同参画社会を実現するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定め、これを総合的かつ計画的に推進することにより、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 他の者に対し、その意に反した性的な言動を行うことにより、当該者の尊厳を傷つけ、就業等における環境を害して不快な思いをさせ又は性的な言動を受けた者の対応により当該者に不利益を与えることをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下、同じ。）又は配偶者であった者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。
- (5) 市民 市内に居住する者、市内で働く者、市内の学校で学ぶ者及び市内においてその他の様々な活動を行うものをいう。
- (6) 事業者 市内において、事業を営む法人その他の団体及び個人をいう。

(7) 教育に携わる者 市内において学校教育、社会教育その他の教育の分野において教育活動を行うものをいう。

第2章 基本理念

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他男女の人権が尊重されることを旨として、行わなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行わなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭生活における活動以外の職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動を行うことができるようにすることを旨として、行わなければならない。

(性と生殖に関する個人の意思の尊重と健康への配慮)

第7条 男女共同参画の推進に当たっては、男女が、互いの性についての理解を深め、妊娠又は出産に関する事項について個人の意思が尊重されるとともに、生涯にわたり性と生殖に関して健康な生活を送ることができるように配慮されなければならない。

(国際社会における取組への配慮)

第8条 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、男女共同参画の推進は、国際社会における取組を踏まえながら行われなければならない。

第3章 市、市民、事業者及び教育に携わる者の責務

(市の責務)

第9条 市は、前章に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女

共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画を推進するに当たっては、市民、事業者及び教育に携わる者（以下「市民等」という。）並びに国及び他の地方公共団体との連携に努めなければならない。

（市民の責務）

第10条 市民は、男女共同参画についての理解を深め、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第11条 事業者は、男女共同参画についての理解を深め、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に自ら積極的に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（教育に携わる者の責務）

第12条 教育に携わる者は、男女共同参画についての理解を深め、それぞれの教育の場において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に配慮するとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第4章 性別による権利侵害の禁止等

（性別による権利侵害の禁止）

第13条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別を理由とする直接的又は間接的な差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスその他性別に起因する身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってはならない。

（情報に関する留意）

第14条 何人も、公衆に情報を提供するに当たっては、性別による固定的な役割分担及び前条に規定する行為を助長し、又は連想させるような表現その他過度な性的表現を行わないよう努めなければならない。

第5章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

（基本計画）

第15条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
 - (2) 市が設置する附属機関の委員等の男女の構成割合に関する事項
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、男女平等参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。
- 4 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、名寄市男女共同参画推進委員会の意見を聴かななければならない。
- 5 市長は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。
- (附属機関等における男女共同参画の推進)

第16条 市長は、附属機関等の委員を任命又は委嘱する場合には、積極的改善措置を講ずることにより、男女の均衡を図るよう努めなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第17条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(市民等の理解を深めるための措置)

第18条 市は、基本理念に関する市民等の理解を深めるため、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、情報提供、広報活動その他適切な措置を講じなければならない。

(教育及び学習の振興)

第19条 市は、学校教育、社会教育その他の教育の分野において、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の振興を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(事業者に対する協力依頼)

第20条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の実態を把握するための調査について、協力を求めることができる。

(調査研究)

第21条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

(市民等の活動に対する支援)

第22条 市は、男女共同参画の推進に関する市民等の活動を支援するため、情報の提供

その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(公表)

第23条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、公表するものとする。

(市民等からの申出)

第24条 市民等は、男女共同参画を阻害すると認められるものがあるとき、又は男女共同参画に必要と認められるものがあるときは、市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、関係機関と連携し、適切な措置を講ずるものとする。

第6章 男女共同参画推進委員会

(設置)

第25条 男女共同参画を推進するため、市長の附属機関として、名寄市男女共同参画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第26条 推進委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) この条例の見直しに関すること。
- (2) 基本計画等の推進及び進行管理に関すること。
- (3) その他男女共同参画の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第27条 推進委員会は、15人以内の市民で構成し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 事業者からの推薦による者
- (3) 公募による者
- (4) その他市長が適当と認める者

2 市長は、委員の選任に当たっては、男女の比率の均衡に努めるものとする。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 推進委員会に委員長及び副委員長を置く。

5 委員長及び副委員長は、委員が互選する。

6 委員長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。

7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第28条 推進委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 推進委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明を求め又は意見を聴くことができる。

第7章 条例の見直し

(この条例の見直し)

第29条 市は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じこの条例について見直しを行うものとする。

第8章 雑則

(委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている名寄市男女共同参画推進計画は、第15条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。